

居宅療養管理指導の重要事項等

指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 谷本内科医院
代表者氏名	理事長 谷本佳貞
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	香川県高松市香川町大野997番地3 TEL 087 (885) 8500 FAX 087 (870) 4130
法人設立年月日	平成8年6月8日

利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人社団 谷本内科医院
介護保険指定事業所番号	3710118930
事業所所在地	香川県高松市香川町大野997番地3
連絡先	087 (885) 8500
相談担当者名	谷本 佳貞

(2) 事業の目的及び運営の方針

① 谷本内科医院が実施する居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営の事項を定め、医師が通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあっては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅に訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

② 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

③ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が、通院が困難な要支援者に対して、その居宅に訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

④ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を務めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

月火水金土 午前9:00～午後18:00・木 午前9:00～午後13:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

月火水木金土 午前9:00時～午後18:00時

(5) 事業所の職員体制

職種	員数	
医師	常勤	非常勤
	3人	0人

提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、看護職員又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

居宅療養管理指導料（Ⅱ）	単一建物居住者が1人	単一建物居住者が2～9人	単一建物居住者が10人以上
	＊月2回まで	＊月2回まで	＊月2回まで
医師が行う場合	1回 299単位	1回 287単位	1回 260単位

(在宅時医師総合管理料を算定する利用者を対象とする場合に算定)

秘密の保持

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容及びします。

事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者にに対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	谷本内科医院	谷本 佳貞
所在地	高松市香川町大野997番地3	電話番号 087 (885) 8500 FAX番号 087 (870) 4130
【市町村（保険者）の窓口】	高松市 健康福祉局	介護保険課
所在地	高松市番町一丁目8番15号庁舎1階	電話番号 087-839-2326 FAX番号 087-839-2337
【公的団体の窓口】	香川県国民健康保険団体連合会	
所在地	香川県高松市福岡町2丁目3番2号	電話番号 087-822-7431 ファックス番号 087-822-6023